りようしゃふたん ぶかいさぎょうち – むほうこくしょ がいよう「利用者負担」部会作業チーム報告書の概要

おうえきふたん もんだいてん 1. 応益負担の問題点

ふたんけいげんさく こうか もんだいてん 2. **負担軽 減策の効果と問題点**

じりつしえんほう しょとく ひく ひと せたい たい ふたんけいげんさく ほう じっしじ かいごほけん 自立支援法は、所得の低い人 (世帯)に対する負担軽減策として、法の実施時に介護保険と どうよう しょとくかいそうべつ げつがくふたんじょうげん もう けいげんさく こうか せいふ 同様の所得階層別の月額負担上限を設けたが、軽減策としての効果がなかった。また政府は、 ねんど とくべつたいさく ねんど きんきゅうそち みなお おうえきふたん 2007年度に特別対策、2008年度に緊急措置、2009年度には緊急措置を見直したが、応益負担 こんぽんてきけっかん い ぶぶんてき しゅうふく せいど みなお く かえの根本的欠陥にメスを入れずに部分的な修復にとどまったため、制度の見直しが繰り返された。

はべったいさくおよっきんきゅうそち 特別対策及び緊急措置による負担軽減者(負担を減らす方策)の状況を明らかにするため こうろうしょう しりょう せいきゅう に、厚労省に資料を請求したところ、それら負担軽減策の対象者数を抽出することはできないとのことだった。また過去においても把握した経過はないとの回答だった。つまり厚労省は、とくべったいさく きんきゅうそち けったいはあく こうかよそく けったいなく きんきゅうそち けったいはあく こうかよそく けったいない まま 裏施してきたということである。そのため利用者負担作業チームでは、東京都内区市町村の実態をもとに、負担軽減策のもがたいてん けんとう けったい しゅうにゅうにんてい たいしょう どうきょせたい しゅうにゅうしさん ふくまれた はんさいてん けんとう けったい たいしょう どうきょせたい しゅうにゅうしさん かくわ 削題点を検討した。検討の結果、収入認定の対象に同居世帯の収入・資産が含まれたとくべったいさく 特別対策では、ほとんど効果がみられず、それらの要件が緩和されたことによって、負担軽減策ないしょうしゃ ぞうだい がんわ まらけん かんわ まる は増入した。

しょくひ こうねつすいひ そうげいりょうりょうとう じっぴふたん かた もんだいてん 3. 食費、高熱水費、送迎利用料等の実費負担のあり方と問題点

しょうがい けんこう ぶんかてき せいかつ ほしょう しえん しょうがい ひと どうとう たちば 障 害 がある人の健康で文化的な生活を保障する支援は、障害のない人と同等の立場・けんり ほしょう かんてん むりょう しょくざいひ こうねつすいひ だれ しはら ひょう 権利を保障するという観点から、無料とすべきだが、食材費や高熱水費など誰もが支払う費用は ふたん じゅうぶん しょとくほしょう ひつょう 負担をすべきである。ただし、それを負担するために十分な所得保障が必要となる。

じりつしえんほうじっしとうじ きゅうしょく しょくざいひ 自立支援法実施当時、給 食 の食材費だけでなく人件費を含めて大幅な削減が実施されたた つうしょしせつとう たがく りょうしゃふたん しょう しょくざいひ しょうがい ひと どうとう たちば けんりめ、通所施設等では多額の利用者負担が生じた。食材費は、障害のない人と同等の立場・権利の保障という観点から利用者負担とすることは妥当と考えるが、前述したように、それに相当する所得保障が求められる。また、とくに障害が重く、咀嚼・嚥下能力等が著しく困難であるばあい さいちょうり ひつよう じんけんひ とくべつ げんりょう ひつよう ばあい しょうがい ともな ひつよう しえんなん あら、再調理に必要な人件費や特別な原料を必要とする場合は、障害に伴う必要な支援として、利用者負担とせず公的に支援すべきである。さらに実費負担ではキャンセル料を請求するじぎょうしゃ ふてきせい せいきゅう きせい かっよう きせい かっよう きせい かっよう きょうしゃ かんたん こうてき しえん ふてきせい せいきゅう きせい かっよう しぎょうしゃ ある にきょうしゃ かっとが まま もあるが、事業者によっては、不適正な請求もみられたため、それを規制することも必要である。

りょう さい にゅうじょうりょう こうつうひ けいひ りょうしゃほんにん ふたん なおガイドヘルパー利用の際、ヘルパーの 入 場 料 や交通費などの経費を利用者 本 人 が負担し しょうがい ともな ひつよう しえん こうてき ほしょうているが、これについても 障 害 に 伴 う必 要な支援として公的に保障されるべきである。

じりつしえんほう おうえきふたんはいしご ふたん かた 4. 自立支援法ならびに応益負担廃止後の負担のあり方

しょうがい ともな ひつよう しえん むりょう で 害に伴う必要な支援は無料とすべきである。その際、障害に伴う必要な支援とは、① じょうけってい そんちょう そうだん せいどりょう しえん こうしょう しえん こうじょう 自己決定を尊重 した相談や制度利用のための支援、②コミュニケーションのための支援、③日常せいかつ おく しえん ほそうぐ しきゅう しゃかいせいかつ かつどう おく しえん ちょう しきゅう しゃかいせいかつ かつどう おく と 活を送るための支援や補装具の支給、④社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動しえん ふく ろうどう こよう しえん いりょう フェスト ションの支援の6つの分野に整理することができる。

おわりに

りょうしゃふたん かた かんが たいせつ してん しょうがいしゃけんりじょうやく ていぎ 利用者負担のあり方を 考 えるうえでもつとも大 切 な視点は、障 害 者権利条 約 で定義された、 にょうがい た もの たいとう びょうどう ほしょう だれ く みずか けってい 障 害 のない「他の者との対等・平等の保障」や「誰とどこで暮らすかは 自らが決定する」など かんが かた たいせつ かんが かた しょうがい ひと たいとう びょうどう の 考 え方が大切になる。こうした 考 え方にもとづいて、障害のない人との対等・平等をほしょう しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ たい しえん こうてきしえん 保障するためには、障害のある人の日常生活や社会生活に対する支援は公的支援とし、りょうりょう むりょう

さい しえん ないよう りょう てきせつ かくほ そうだんしえん その際、支援の内容や量の適切さをどのように確保するのかが課題となるが、それは相談支援 じぎょう おおはば かくじゅう かいけつ しょうがい ひと じ こけってい さいてき せんたく しえん 事業の大幅な拡充によって解決できる。障害のある人の自己決定と最適な選択を支援する そうだんしえん かくりつ しえん かふそく ふひつよう しえん はっせい ふせ 相談支援を確立することによって、支援の過不足や不必要な支援の発生を防ぐことができる。